

注目の判決は7月6日に下る。

生命保険の年金保険料への相続税と所得税の二重課税をめぐる一連の裁判で、6月8日、最高裁において口頭弁論が行なわれ、7月6日に判決が下ることが決定した。

生保特約年金の二重課税裁判、判決へ

# 変わる税法解釈 波及どこまで？

## 口頭弁論が実施 国側の逆転敗訴が濃厚に

**行** 政改正にまで及ぶ可能性も否定できない注目の最高裁判決は7月6日に判決が下ることが決定した。

去る6月8日に行なわれた口頭弁論では原告側の補佐人税理士である江崎鶴男税理士と被告側である国側からそれぞれ意見陳述が行なわれた。

その際、江崎税理士からは「今回の案件は相続税、所得税とも課税対象となっているのは同一のものであり、相続税として租税対象になったものがまた所得税対象となるのは明らかな二重課税である」という主旨の陳述が行なわれた。

一方の国側は従来の主張通り、相続税におけるみなし相続財産に該当する「保険金」は「受給権」であり、特約年金で取得したものは「現金」であり、相続税における「受給権」には該当せず、二重課税には相当しない。また、基本債権である年金受給権と一定期日を経て生み出された現金とはあくまで違うものであり、それを雑所得として課税するのは当然と主張した。

## 高裁での逆転判決 そして再逆転へ

そもそもこの案件は2002年に死亡した男性の妻が、夫が掛けていた死亡保険金4000万円と10年間で計2300万円(230万円×10年)を受け取る「年金払生活保障特約年金」の初年度分230万円を受け取ったところから端を発している。

2003年8月にこれらの総額分と土地などを含めた相続税約240万円を納めた。その一方で年金の初年度分として受け取った230万円に対しても約2万5000円分の所得税を納めたことになっており、原告の女性は相続税と所得税の二重課税だとして所得税として納めた約2万5000円の更正処分を求めた裁判である。

一審の長崎地裁は2006年11月に原告側の訴えを全面的に支持し、国側に全額返還を求める判決を下していた。国側が上告した福岡高裁では一転国側の主張を全面的に認め、国側の逆転勝訴となり、原告側が上告。最高裁での取り扱いが注目されていた。今回、上告を棄却せず口頭弁論が行なわれたことで、国側が敗訴する可能性が極めて高くなったとされ、最高裁の判決に注目が高まっている。

特に長崎地裁での判決では、国側の主張をことごとく退けている。この中で相続税法による年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該所得における経済的な利益を原価に引き直しているものであり、これに対して相続税を課税した上、さらに個々の年金に所得税を課税するのは実質的な二重課税であることは明らかであるとしている。また、こ



## 注目される最高裁の判断 判決は、7月6日に

の特約年金においては夫から妻へのものであり、扶養義務者相互間において扶養義務を履行するために給付される金品への所得税を課さないとしている所得税法9条1項15号の趣旨に反するものとしている。

この判決は極めて異例で画期的判決と評価されている一方、実務界には大きな衝撃を与えた。

この裁判をめぐるのは税理士やファイナンシャルプランナー(FP)などの中でも意見が割れている。

ある税理士は高裁判決が出たあとの自らのブログで「地裁判決には驚かされたが、高裁判決は極めて常識的判断に落ち着いた」と記している。しかし、あるFPは長崎地裁の判決を支持。地裁判決を「極めて常識的な判決で実社会と税制の不備を正す判決として評価されるべき」と記して

いる。この事案が注目されるのは、単に一つの二重課税問題というのに留まらず、全国的な同様の更正処分の撤回が起きたり、昭和43年の通達の行政解釈の改正にまで進展する可能性があるからである。

今回問題になっている生命保険特約は大手生命保険会社ならどこでも取り扱っているような商品で、同様の事例は数百万件にも及ぶとされている。仮に最高裁で原告勝訴が確定すれば、原告同様の更正処分を求める人が続出し、国側の負担は数十億円に上ると指摘する声もある。

こうした状況のなか、最高裁はどこまで踏み込んだ判断を示すのか。業界にとってもっとも関心の高いところだ。注目の判決は、7月6日(火)に下される。(4面につづく)

## トレンドデータ Trend Data

今年5月末現在の全国の税理士法人数(主たる事務所)は、1,972件。支店(従たる事務所)も806件に及んでいる。2,000件突破も目前。税理士法人スタートから8年、遅かったのか、早かったのか!? (3面に関連記事)

■税理士法人届出数(平成22年5月末日現在)

